

事務所だより 11月号

西田成希税理士事

深秋の候、皆様におかれましては、ますます ご清栄のこととお慶び申し上げます。

10月21日、福井に出掛けてきました。副業がバレて落ち込んでいた友人を励ましに行きました。友人との待ち合わせは、17時半。せっかく福井へ行くのですから、タダで済ます



訳にはいきません。一度行ってみたかった『東尋坊』へ行ってきました。○○サスペンス劇場や○○ワイド劇場でお馴染みの場所です。朝出発して途中SAなどに寄り道したので、東尋坊に着いたのは、14時。食堂で海鮮丼を食べて遊覧船へ。解説のお兄さんが上手で見どころを堪能してきました(^^)/。

ただ、目的は友人と会うことなので、長居はできません。本当は永平寺にも行きたかったのですが、そこはお預けです(T_T)。

そして、友人と待ち合わせの喫茶店へ。当初、「会社を辞めないといけない」と言っていましたが、その後「代わりの人間がいない」ということで継続して勤めることができるようになったそうです。副業も「会社に絶対に迷惑をかけない」という条件で認めてもらえたようです。「安心した」と言ってました。元気になっていて、良かったです(^^)。

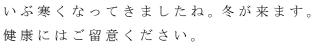
働き方改革と言われていますが、難しいですね。会社からしたら、副業すること で会社の業務に支障が出たら大損害です。友人は、会社のことはキチンとこなして、残業も



していたので、そこを認めてもらえたようです。ただ、リスクは残っていて、代わりに仕事ができる人がいれば、辞めることになるかもしれません。

そんなこんなで、喫茶店で食事もせずに19時半まで話し込んで帰路へ。途中SAで食事をして、芦屋に戻ってきたのは、0時前でした。なかなかの弾丸ツアー(?)でした。永平寺はいつ…(^^;)。

では、事務所だより11月号をお送りします。だ







☆ お知らせ (2018年11月の税務)

期限	項目	
11月12日		10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日		所得税の予定納税額の減額申請
11月30日		所得税の予定納税額の納付(第2期分)
		9月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	0	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
		法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
		3月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
		消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	0	消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告 (7 月決算法人は 2 ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >
		個人事業税の納付(第2期分)

☆ 大きく変わる今年の年末調整

◆ 平成30年分の所得税から控除が変わる

平成29年度の税制改正において、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分の所得税から適用されることになりました。これに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書の記載事項等の見直しが行われていますので、今年の年末調整事務は注意が必要です。

◆ 変更点 1 配偶者控除の見直し

従来は所得者本人の所得金額に制限はなく、控除対象配偶者がいる場合は誰でも 38 万円(老人控除対象配偶者の場合 48 万円)の控除が受けられました。しかし、改正後は、所得者本人の収入に応じて控除額が逓減する仕組みが加わり、本人の給与収入が 1,120 万円(合計所得金額900 万円)を超えた場合の控除額は次のようになります。

(1)給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下(所得金額 900 万円超 950 万円以下)の控除額 26

万円〈老人控除対象配偶者は、32万円〉

- (2)給与収入 1,170万円超 1,220万円以下(所得金額 950万円超 1,000万円以下)の控除額 13 万円〈同じく、老人控除対象配偶者は 16万円〉
- (3)給与収入 1,220万円超(所得金額 1,000万円超)の控除額0円

◆ 変更点 2 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の所得金額が給与収入 150 万円以下(合計所得金額 85 万円以下)の場合、配偶者控除と同額の控除が受けられるよう見直されました。また、適用範囲が拡大し、配偶者の合計所得金額が改正前の「38 万円超 76 万円未満」から「38 万円超 123 万円以下(給与収入 103 万円超 201 万円以下)」となりました。一方、配偶者控除と同様に、所得者本人の合計所得金額に応じて控除額が逓減する仕組みが加わっています。

◆ 留意すべき事項

改正後の配偶者特別控除は適用区分が細分化され、複雑化しています。所得者本人と配偶者の所得金額を正確に把握しないと控除額の計算が行えませんので、配偶者特別控除申告書の記載に当たっては十分な確認が必要でしょう。また、配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得金額要件が拡大しましたが、社会保険の被扶養者要件は変更されていませんので、社会保険での被扶養者となるためには所得調整が必要です。

☆ 消費税軽減税率導入まであと1年!

◆ 消費税軽減税率制度の概要

2019 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率 (8%) の対象となるのは、次の 2 品目です。

- 飲食料品…飲食料品(酒類を除く)
- ※外食やケータリング等を除く。
- ・新聞 … 週 2 回 以 上 発 行 さ れ る 新 聞 (定 期 購 読 契 約 に 基 づ く も の)

◆ 区分記載請求書等保存方式が始まる

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が8%と10%の複数税率になりますので、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は税率ごとの区分経理が必要です。また、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存も要件となります。

◆ 適格請求書等保存方式(インボイス方式)

2023 年 10 月 1 日以降、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス方式」が導入されます。適格請求書(インボイス)は、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者でなければ交付できませんので、適格請求書発行事業者となるためには、2021 年 10 月 1 日以降、登録申請書を税務署に提出しておかなければなり

ません。免税事業者の場合は、課税事業者となることを選択し、登録申請書を提出すれば適格請求書発行事業者となることができます。

◆ レジの導入はお早めに

複数税率対応レジを導入することで、区分記載請求書等の発行が簡単にできるようになりますし、今なら軽減税率対策補助金が1台当たり最高で20万円受けられます(※資本金額など一定の条件があります)。

軽減税率対策補助金は今年8月現在で約7万以上の事業者に交付されたとのことです。メーカーによっては人気商品が欠品となっていて、納品までに時間がかかるケースも見受けられるようになってきました。軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限は2019年9月30日まで延長されていますが、補助金に限りもありますので、早目の対応をおすすめします。

☆ 基準地価 バブル以来 27年ぶり上昇

国土交通省が公表した 2018 年の基準地価によれば、今年の全国の地価の平均(全用途)は前年度比 0.1%上昇し、バブル期の 1991 年以来 27 年ぶりに上昇となりました。前年まで 8 年連続でマイナス幅を縮小し、17 年は 0.3%の下落にとどめていましたが、とうとうプラスに転じたことになります。

東京、大阪、名古屋の三大都市圏は住宅地で前年比 0.7%、商業地で 4.2%、工業地で 2.1%と、それぞれ前年に引き続いての上昇となりました。

全国の地価上昇を押し上げた最大の要因は、三大都市圏よりもむしろ地方中枢都市です。札幌、仙台、広島、福岡の地方中枢4都市は、住宅地で3.9%、商業地に至っては前年比9.2%という三大都市圏をはるかにしのぐ伸びを示しました。

また中枢都市以外に、人気の観光地を抱える自治体の地価上昇も著しいものでした。全国の地価上昇率ランキングを見ると、スキーリゾートとして外国人に人気の高いニセコを抱える北海道倶知安町が上位3位を独占し、20%台後半から45%とすさまじい上昇率を誇っています。また国内観光客にも人気の高い京都も4地点がランクインし、東京や大阪をしのぐ伸びを見せました。

一方、中枢都市や観光地以外の地方都市に目を向けると、マイナス幅は縮小しているものの下落が続いています。住宅地では 0.9%、商業地でも 0.6%の落ち込みを示し、上昇が続く都市圏とは対照的に、地価の二極化傾向をくっきり表す結果となりました。

基準地価は毎年7月1日時点での全国の地価を表したもの。1月時点での地価を調査する公示地価と補完し合う関係となっています。

電 話 090-7490-7396 FAX 0797-78-6488